

相模原市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、患者及びその家族の身体的、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする相模原市若年がん患者在宅療養支援事業（以下「本事業」という。）の実施について定め、在宅療養生活に要する介護サービス費用の一部を助成することについて、相模原市補助金等に係る予算の施行に関する規則（昭和45年相模原市規則第23号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 本事業の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 相模原市住民基本台帳に登録がある40歳未満の者
- (2) がんに罹患した者のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの
- (3) 在宅での療養に当たり次条第1項各号に掲げるサービスを受ける必要がある者
- (4) 市税の滞納がない者

(助成対象となる経費及び助成額)

第3条 本事業の助成の対象となる経費は、第5条に規定する意見書の作成及び助成対象者が在宅で療養するために必要とする次に掲げるサービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、指定された事業者が提供するサービスに限る。）の利用等に要する費用とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス（これに類するサービスとして市長が適当と認めるものを含む。）
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

2 前項各号に掲げるサービスについて、他の制度において費用の助成、支援等を受けることができる場合は本事業の助成対象外とする。

3 意見書の作成及びサービス利用に要する費用の区分ごとの助成割合及び助成上限額は、別表に定めるとおりとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者については、同表に定める助成上限額を助成割合で除した額の範囲内で、利用に要した費用の全額を助成する。

(助成対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、次条第1項本文の利用の申請があった日を始期とし、第2条の助成対象者に該当しなくなった日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が死亡したとき又は市外に転出したときは、当該事由の発生した日をもって助成対象期間が終了したものとする。

(利用の申請)

第5条 本事業の利用を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)に、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書(第2号様式。以下「意見書」という。)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、利用申請書の提出日より後に意見書を提出することができる。

2 申請者は、利用申請書において本事業に係る一切の手続きを民法(昭和29年法律第89号)第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定にかかわらず、助成対象者の死亡後もその効力を有するものとする。

(医師の意見聴取)

第6条 市長は、申請書の審査にあたり必要があると認める場合は、助成対象者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

(利用決定及び通知)

第7条 市長は、第5条第1項本文の利用の申請があったときは、内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には意見書を受理した後に、又は前条に規定する医師への意見を求める場合には回答を受理した後に決定する。

2 前項本文の規定による審査の結果、本事業の助成対象者とすることを決

定したときは、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定通知書(第3号様式)により、又は助成対象者としないう旨を決定したときは、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業利用却下通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

(利用の決定内容変更又は中止の届出義務)

第8条 申請者は、本事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定内容変更(中止)届出書(第5号様式。以下「変更(中止)届出書」という。)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 本事業を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第2条の助成対象者に該当しなくなったとき。

(利用の中止又は取消し)

第9条 市長は、第4条第1項に規定する助成対象期間において、助成対象者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、本事業の利用を中止し、又は利用の決定を取消すことができる。

- (1) 在宅療養の継続が困難であると認めたとき。
- (2) 第2条の助成対象者に該当しないと認めたとき。
- (3) その他市長が本事業の利用について適当でないとして認めたとき。

2 市長は、前項の規定による本事業の利用の中止又は取消しをしたときは、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定取消通知書兼返還請求書(第6号様式)により申請者に通知する。

(助成金の交付申請及び報告、期限)

第10条 申請者は、第3条第1項各号に掲げるサービスを利用したときは、1か月単位で作成した相模原市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼報告書(第7号様式。以下「交付申請書兼報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象費用に係る領収書
- (2) 助成対象とするサービスに係る費用明細書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書兼報告書は、一定期間分をまとめて提出することがで

きる。

- 3 前2項の規定による交付申請書兼報告書は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに提出しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、申請者が助成対象者であって、その代理人が指定されていない場合は、助成対象者の死亡日以降に交付申請書兼報告書を提出することはできない。

(助成金交付の決定及び額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請書兼報告書の提出があったときは内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定するとともに、助成金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定し、交付額を確定したときは、相模原市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書兼額確定通知書(第8号様式)により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第12条 申請者は、前条第1項の規定による交付の決定を受けたときは、速やかに相模原市若年がん患者在宅療養支援事業助成金請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他の不正の手段により助成金交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められるときは、その者に対して、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第3条関係） サービス等の区分ごとの助成割合及び助成上限額

サービス等の区分	助成割合	助成上限額
医師の意見書作成料	10/10	5,000円
福祉サービス利用料 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・福祉用具貸与 ・福祉用具購入 	9/10	月額54,000円